

第四十六号

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成三年徳島県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「三、三五〇円」を「三、四四〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五二〇円」に、「八三〇円」を「八五〇円」に、「二、一五〇円」を「二、一八〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇三〇円」に、「二、六一〇円」を「二、六八〇円」に、「三、五六〇円」を「三、六六〇円」に、「四二、〇〇〇円」を「四三、二〇〇円」に、「二八、六〇〇円」を「二九、四二〇円」に、「二九、五〇〇円」を「三〇、三四〇円」に、「三七、六〇〇円」を「三八、六七〇円」に、「三九、一〇〇円」を「四〇、二二〇円」に、「五、三五〇円」を「五、五〇〇円」に、「二、二五〇円」を「二、二八〇円」に、「二〇、六五〇円」を「二〇、九五〇円」に改める。

別表第二中「四四、八五〇円」を「四六、一三〇円」に、「四五、七四〇円」を「四七、〇四〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五四〇円」に、「三三、〇七〇円」を「三三、七二〇円」に、「四、五七〇円」を「四、七〇〇円」に、「二、二七〇円」を「二、三〇〇円」に、「四〇〇円」を「四二〇円」に改める。

(徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例(昭和四十四年徳島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の三第二項中「四百円」の下に「(期間が一年未満の訓練に係るものにあつては、四百十円)」を加える。

別表中「二〇、六八〇円」を「二〇、九八〇円」に、「二四、二四〇円」を「二四、六四〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に改める。

(徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年徳島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「四〇〇円」を「四一〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に改める。

(徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第四条 徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例(平成五年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表中「一七三、三〇〇円」を「一七八、二五〇円」に、「四三、三三〇円」を「四四、五五〇円」に、「二〇七、九六〇円」を「二二三、九〇〇円」に、「五一、九九〇円」を「五三、四七〇円」に、「一〇五、〇〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に、「三六、三〇〇円」を「三七、〇五〇円」に、「二三五、八九〇円」を「二二九、四八〇円」に、「三一、五〇〇円」を「三一、四〇〇円」に、「一五七、五〇〇円」を「一六一、〇〇〇円」に、「三九、四五〇円」を「四〇、五七〇円」に、「二八九、一〇〇円」を「一九四、五〇〇円」に、「四七、三〇〇円」を「四八、六五〇円」に、「二二〇、〇〇〇円」を「二二六、〇〇〇円」に、「五六、五〇〇円」を「五四、〇〇〇円」に、「二五一、七九〇円」を「二五八、九八〇円」に、「六三、〇〇〇円」を「六四、八〇〇円」に、「七八、四九〇円」を「八〇、七三〇円」に、「一九、六七〇円」を「二〇、一三〇円」に、「九四、二九〇円」を「九六、九八〇円」に、「三三、六五〇円」を「二四、三三〇円」に、「二七、三三〇円」を「二七、八二〇円」に、「五、八一〇円」を「五、九七〇円」に、「八、七六〇円」を「九、〇一〇円」に、「二、九五〇円」を「三、〇三〇円」に、「七、一三〇円」を「七、三三〇円」に、「八一〇円」を「八三〇円」に、「一、六三〇円」を「一、六七〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「三、六六〇円」を「三、七六〇円」に、「九一〇円」を「九三〇円」に、「一、九三〇円」を「一、九八〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「三三、六〇〇円」を「三三、五〇〇円」に、「三、九七〇円」を「四、〇八〇円」に改める。

(徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第五条 徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例(平成十年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表その一の表中「二二、〇〇〇円」を「二二、三四〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、五九〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一七〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「七五〇円」を「七七〇円」に改め、同その一の表の備考第三項中「三千円」を「三千八十円」に改め、同備考第四項中「五百円」を「五百十円」に、「四百円」を「四百十円」に改め、同表その二の表中「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「五〇〇円」を「五二〇円」に改め、同その二の表の備考第二項及び第三項中「得た額」の下に「(その額に十円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額)」を加え、同備考第四項中「千円」を「千二十円」に改める。

(徳島県立渦の道の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第六条 徳島県立瀧の道の設置及び管理に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表中「四〇〇円」を「四一〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に改める。

（徳島県立あすたむらんどを設置及び管理に関する条例の一部改正）

第七条 徳島県立あすたむらんどを設置及び管理に関する条例（平成十三年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一、二五〇円」を「一、二八〇円」に、「一、七五〇円」を「一、七九〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三六〇円」に改め、同表の備考第一項中「三千円」を「三千七十円」に改める。

別表第二その一の表中「五〇〇円」を「五一〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に申請等がなされている徳島県立工業技術センターの施設（起業家支援室及び研究室（次項において「起業家支援室等」という。）を除く。）の利用又は設計等に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている起業家支援室等の利用に係る使用料については、平成二十六年四月分に限り、なお従前の例による。

（徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に出願がなされている徳島県職業能力開発校に係る証明手数料及び利用の許可を受けている徳島県立中央テクニカールの多目的ホール又は在職者訓練棟の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている徳島県立産業観光交流センターの施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（徳島県立あすたむらんどを設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている徳島県立あすたむらんど施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料及び手数料の額並びに利用料金の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提

出す理由がある。